

調査結果

1. 調査趣旨

大都市地域における特別区の設置に関する法律第1条では、「道府県の区域内において関係市町村（指定都市）を廃止し、特別区を設けるための手続などについて定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設ける。」と規定されています。この法律に基づいて、大阪府及び大阪市の両議会の議決を経て、大阪府・大阪市特別区設置協議会が設置されました。

本協議会の規約第3条では、協議会の担任する事務については、「大阪市の区域における特別区設置協定書を作成すること」「大阪市の区域における特別区の設置に関し必要な協議を行うこと」とされています。

また、同規約第6条第6項には、「会長及び委員は、協議会の目的に従い、誠実にその職務を行わなければならない」と定められています。

こうした規定があるにも関わらず、規約に反し、特別区設置協定書の作成に反する行為（制度改革の賛否に関する入り口論の発言など）が行われていたかについて、今回、調査しました。

2. 特別区設置協定書の作成に反する発言回数

13回の協議会のうち4回

※該当発言箇所については、別紙議事録の通り

3. 協議会の議事運営についての注意回数

13回の協議会のうち2回

【参考】当該発言のあった協議会、発言した委員及び注意回数

第 5回	(平成 25 年 5 月 31 日)	長尾委員	
第 7回	(平成 25 年 9 月 13 日)	長尾委員	
第 9回	(平成 25 年 11 月 15 日)	長尾委員	注意 1 回
第12回	(平成 26 年 1 月 17 日)	長尾委員	注意 1 回

4. 意見

- ・大都市地域特別区設置法第1条で「道府県の区域内において関係市町村（指定都市）を廃止し、特別区を設けるための手続などについて定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設ける」とし、また、同法第4条において、「特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関係道府県は、地方自治法252条の2第1項の規定により、特別区設置協定書の作成その他特別区の設置に関する協議を行う協議会を置くものとする。」と規定されています。
- ・この法律を受けて、大阪府と大阪市の両議会の議決を経た協議会規約に基づいて法定協議会が設置されました。
- ・協議会の設置目的は、規約第3条第1号で「大阪市の区域における特別区設置協定書を作成すること。」と定められています。従って、現行の政令指定都市制度を前提にするものではなく、あくまでも協議会の目的は協定書の作成です。
- ・協議会委員としての職務は、特別区設置協定書づくりであり、特別区設置の是非を議論することではありません。
- ・議事録を調査した結果、長尾委員の発言は、協定書づくりに立った視点ではなく、制度改革の是非に関する入り口論に終始し、協議会委員としての職責を十分に踏まえていません。また、私から再三、注意したにも関わらず、制度改革の是非に関する発言はやむことはなく、是正されませんでした。
- ・このままの状況であれば、法定協議会の目的に沿った円滑な運営を行うことは、大変難しく、規約に基づく委員の推薦方法を見直し、協議会の目的に沿い、職責を果たす委員を選出すべきであると考えます。
- ・なお、特別区設置に関して反対の意見など入り口議論については、法定協議会ではなく、府市の両議会で、特別区設置協定書を基に、議会でしっかり議論を行えばよいと考えます。

第5回

きたいと思います。

以上、それぞれ整理をさせていただきましたけども、やはり8事業は、いずれも現行制度のほうがすぐれてるものであるとか、あるいは事務局案にそもそも問題、無理があるもの、一定課題はあるものの、それは何も制度的な課題ではなくて、別の形で解決ができるものなどに整理されるというふうに思います。事務局案の検討の中で、現行制度の優位性が示されたものであって、都構想への移行が不要であることが、かえって明らかになったものと考えます。特別区がどうあるべきかの議論を急ぐよりも、入り口論に立ち返って現行制度と比較の中で都制度への移行が今本当に必要なかをじっくり議論すべきであるというふうに考えております。以上でございます。

(浅田会長)

次に民主みらい、長尾委員からお願ひいたします。

(長尾委員)

OSAKAみらい大阪市会議員団の長尾でございます。民主党・無所属ネット大阪府議会議員団、両会派を代表いたしまして、私どもの見解を述べさせていただきたいと思います。先ほど来ございましたように、特別区設置に関する協議会の趣旨を私どもも十分踏まえておりますが、改めて総論的にこれまでの私どもの主張を前提として申し上げたいと思います。主張1、2までに当たるものでございます。

まず1点目の主張は、大阪市の廃止分割に伴う大きなデメリットも別途説明されるべきであり、議論の対象になるというふうに考えております。そのデメリットとは、大阪市を廃止分割することは、政令指定都市として持っている政策能力が消滅するということでありまして、それを新しい大阪府が代替できないとすれば、より大阪の衰退につながると。政令指定都市を吸収した新大阪府が大阪市域内の問題に十分対処できるか配慮ができるか、大いに疑問があります。現状であれば、大阪市長が直接国と交渉ができます。陳情要請ができますけれども、しかし廃止分割後は新大阪府の知事に全て依頼しなければなりません。手間もかかるし、知事が拒否すれば何も国に対して言えないことになります。また、議会につきましても、新大阪府の議会ということになれば大阪市域の代表者が少なくなる、大阪市域住民の意見は反映されにくくなるというふうに思っております。二重行政の廃止という方針のもと、大阪市の所有施設で府内にあるものはかなりの程度廃止されるということが想定され、900万府民のニーズに応えられなくなります。市が廃止される以上、それを防ぐ保障がありません。既に大阪市において、府市統合本部や市政改革の議論によつて先行的に実施されようとしていることを見ても明らかであります。したがいまして、従前より我々は現行制度のほうに優位性があると考えております。

ただし、だからといって現行の政令市制度のままでよいとはもちろん思っておりません。住民に身近なところで、きめ細かな行政を行う仕組みをつくっていくことが必要であります。そのためには、まず現行制度内でもやれることを進めるべきであります。一足飛びに制度の見直しを検討する必要がないというふうに思っております。現行の政令指定都市としてのメリットを生かしつつ、住民自治を強化する視点で区長の権限、区役所の機能の強

化など、いわゆる都市内分権の推進を図るべきであるというふうに思っております。

次に、主張の2点目は、政令指定都市を廃止して特別区を設置したとき、現行制度よりもどういうことがどのようによくなるのか具体的に示されなければならないというふうに思っております。

大阪市はこれまで高度な政策能力のもとで高い行政水準を維持してきました。そういう政令指定都市の持つまとまった力が、都市と住民にとって役立っているというふうに考えております。例えば、最近の話題で言えば、学校での体罰、自殺への取り組みとか、西成区の再生であるとか、新美術館の建設など、政令指定都市である大阪市だからこそ進める力がある。権限が限られている特別区や、逆に住民から遠くなる新大阪府には無理であります。

このことは、大阪市だけではありません。他都市の例を見ても、京都市の観光客増加プラン、あるいは横浜市の待機児童ゼロの実現ということも、政令指定都市としての力量があったからであるというふうに考えております。具体像が見えない今まで、やみくもに猛進すべきではないと考えております。

以上を前提にいたしまして、主張の3点目といいたしましては、財源配分・財政調整がどうなるのか、早期に示すべきであるというふうに思っております。

今回示されております8項目の事務配分を、仮に事務局案どおりとし、この考え方に基づいて残る2,100の事務も整理をした場合、その際の財政調整はどういうふうになつて、交付金などはどの程度の比率になるのか、これが示されないと、意味のある協議になり得ない、議論ができないというふうに思っております。

現在の大阪市の税源のうち、どれだけが新大阪府に吸い上げられ、そのうちどれだけが財政調整で還元されるのか、繰り返しになりますが、財源配分・財政調整がどうなるかを早期に示すべきであります。それが示されなければ、具体的な協議にならないというふうに思っております。

主張4点目は、事務的あるいは財政的に負担が、特別区へ分割することによって、大幅にふえるのではないかという点であります。専門職の配置の問題、スケールメリットなどであります。

大阪市で一体として行っている行政活動を特別区に分割すると、スケールメリットを失います。

条例・規則の制定や入札を初め、あらゆる事務について、各区分ごとに行う必要があります。専門職の配置を含めた事務執行体制の確保という人的コストの増加が必至であります。また、現行サービス水準を維持するという建前からも、増加コストは確実に必要となります。

例えば、一つの特別区で生活保護受給者がふえた場合、現行なら260万都市の中で職員の融通が可能ですが、分割されればそれができません。つまり大阪市は存在感ある市長を初め、それを支える幹部職員や議会が存在をしております。この点でもスケールメリットの喪失と意思決定の分断が起きることは間違いないというふうに思っております。

以上、述べましたように、再編のコストは当然のことながら存在をいたします。

私どもは再編によって、いわゆる近接性の原則、ニアイズベターによる効果、メリット

ほうにおろしていこうという話なんですけども、その都市内分権というのは、結局、どこまでを想定しているんですか。その都市内分権と言うのは簡単なんですけども、どこまでの権限をおろしていくことを想定しているんですか。

(浅田会長)
長尾委員。

(長尾委員)

今、中核市並みというお話がありましたが、我々は現行の大阪市、政令指定都市を前提に考えてますので、可能な限り、中核市レベルの権限だろうが何だろうが、現在、大阪市の権限の中で各区でできることは、どんどん権限も財源も移していくという、それが都市内分権であるというふうに考えています。

(浅田会長)
橋下委員。

(橋下委員)

そしたら、都市内分権で中核市並みの権限と財源を渡していったときに、その区長は職員の区長でいいんですか。要は、この議論、余り細かな議論というよりも、要は大阪市内に選挙で選ばれた区長を複数置くのかどうなのか。大阪市長一人でいいのか、大阪市議会という単位1つでいいのか、それとも260万という都市に、やっぱり選挙で選ばれた長というものを複数人置くのか、選挙で選ばれた議会という会議体を複数置くのか、260万と言えば、京都府とか広島県並みの規模ですから、その中に選挙で選ばれた長と会議体というものを一つでいいのかどうなのかということなんですね。中核市並みの権限と財源を渡すということになれば、これは選挙で選ばれた長か選挙で選ばれた議会といいますか、そういうものが必要になってくると思うんですけど、その都市内分権をもうちょっと明確化してもらいたいんですね。

(浅田会長)
長尾委員。

(長尾委員)

今おっしゃった議会、あるいは区長公選、その問題は、現行制度では無理ですけれども、将来の問題としては、私どもは検討に値するというふうに考えております。地制調でも引き続き検討ということになっておりますので、ただし、制度改正も必要になりますけれど、我々に対する基本的な立場は、現行制度のもとでできることから始めていこうということですが、将来的に、その方向になるということは否定をしておりません。

ちょっとこれ逆に、このことをずっと議論していいんですか、今日の協議会で。

(浅田会長)

いいですよ。

(長尾委員)

何がいいんですか。

(浅田会長)

質問ですやん。

橋下委員。

(橋下委員)

ですから、将来、やってもいいという、公選の首長を置いたりとか、将来、公選の議員を、会議体を複数置くということを今やろうとしているのが大阪都構想というか、我々の主張なんですけれども、将来やろうとしていることを、今もうやっていきましょうということだけなんですね。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

ですから、特別区の場合は、今の大阪市よりも権限がずっと少ない、いわゆる基礎自治体と言えるかどうかとも怪しい不完全な自治体になって、その権限を区長が持つということですから、全然大阪市のままで都市内分権するのと、逆に区長権限が違うというふうに我々は考えています。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

比較がですね、今の大阪市と、その新しい特別区を比較するのか、現行の行政区と特別区を比較するのか、二面の側面があると思うんですね。その一方的なその側面で、現行の大阪市と特別区を比べて、権限が小さくなる、小さくなるというんですけども、現行の行政区から比べると、はるかにこれは権限も財源もふえるわけなんですね。これだから、どう見るかというのは、その見方の違いだけですけども、言えることは住民サイドに近い視点から立てば、はっきり言えば住民に近い役所の権限は、非常に拡大すると。今、住民に最も近い大阪市内の役所の窓口というものは、行政区なんですけども、その住民視点から立った、自分に一番近い役所の機関ですね、そこを見ると、その権限と財源は大幅に拡大するという、そこはしっかりと御理解していただかなければいけないと思うんです。

第7回

を提供してきたという厳然たる事実もあるわけですから、それが本当に特別区体制になった時にも継続して維持できるかどうかということをこれからこのパッケージ案でも示していくべきつつ、我々も議論をしていきたいというふうに思っておりますし、そういうことの議論を進めるにあたってはまだまだ時間が必要だということを申し添えておきたいと思います。以上です。

(浅田会長)

次に民主・みらい長尾委員からお願ひ致します。

(長尾委員)

会長。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

OSAKA みらいの長尾です。民主党所属ネット府議会議員団、OSAKA みらい市会議員団からの質疑ということで、まずは私の方からさせていただきます。今回のパッケージ案につきまして、全体として大変膨大な案が出されております。その事務局の作成の労については多と致しますけれども、全体として読ませていただいて、残念ながらこのパッケージ案は架空のプランといわざるを得ません。まず、事務分担の案についてお聞きをしたいと思いますが、住民に身近な事務は特別区で実施する。ニアイズベター、それは大変いいことのように聞こえますが、どうしても私はまず前提として政令指定市の大阪市を解体して特別区に身近な事務であっても分割をしてやらなければならないのかどうか、まだしつくりときません。

例えば生活保護、保育など、生活保護であれば各区役所、保育所であれば保育所で行っておって、そして市役所でそれを企画統制をしているという今の体制をですね、わざわざ分割をして職員体制も別々に分けていくと、いう必要が本當にあるのかどうか、非常に全体として疑問であります。前にも申し上げたかもわかりませんけれども、むしろ例えば大阪市、横浜市では待機児童ゼロを達成したと、あるいは今の大阪市でいえば西成特区構想ということですね、大阪市全域のパワーとスケールメリット、このことを活かしていく、その職員組織で政策を運営して、資金を投入していくことにメリットがなおあるんではないかと思いますが、まずその点についてお聞きを致します。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

会長。大阪府市大都市局事務事業調整担当課長片岡でございます。

ころか政令市や都道府県の事務も特別区にさせるという案になつております。実現性に疑問があります。辻褄合わせで実現不可能な事務分担案になつてゐるので、更に後程財政調整については質問致しますが、交付税まで調整財源にそれを賄うために加えようとしているというふうにしか考えられない案であります。それでもなお、この案で特別区を設置するということになると、結果として市民のみなさんにサービスの低下を我慢していただくということになるのではないかということになります。どうしても分割して特別区を設置したいということであれば、とりあえずは東京並、東京の特別区並みから出発をする、スタートをするという考え方もあるのではないかというふうに思いますが、本当にこの事務分担案は実現可能なのかどうかお聞きを致します。

(府市大都市局権下事務事業調整担当課長)

会長。事務事業調整担当課長権下。

(浅田会長)

権下課長。

(府市大都市局権下事務事業調整担当課長)

今回お示ししております事務分担案ですけれども、これは、これまでの法定協議会でのご議論を踏まえて作成したものでございまして、特別区につきましては住民生活や地域に直接関わりの深い事務を出来る限り総合的に担えるよう、中核市並の権限を有する基礎自治体とすることを念頭に整理したところでございます。この事務分担案をベースに致しまして、事務を実施するための組織体制や財政調整を含めたパッケージ案として、今回お示しさせていただいたものと考えております。以上でございます。

(長尾委員)

会長。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

はい。更にですね、新たな広域自治体、いわゆる都と特別区の関係になるということによつてですね、二重行政がなくなる、あるいは自治体間の権限争いや押し付け合いがなくなるというわけではないという点も指摘をしたいと思います。これまでの東京の歴史を見ますと、長年にわたつて都区間で権限や財源について争いが行われてきて、完全に解決をしているわけではありません。大都市大阪ということであります。次々と新たに今後も行

政課題が生じてまいります。自治体間、広域と特別区の間ですね、取り合う事務とどちらもやりたがらない事務がどうしても出てきます。結果として二重行政が生じたり逆に押しつけあった結果、空白が生じます。これではそういう、新たな行政課題に直面する住民にとって不幸であります。

例えばですね、あいりん対策について見てみると、今回の事務分担案では広域自治体に仕分けられております。広域自治体の総合調整の下、地域の実情に精通した特別区と連携しながら事業を実施するというふうになっておりますが、遅かれ早かれ両者の間で押し付け合いが起きるんじゃないかというふうに私は危惧を致します。新しい広域自治体と特別区になったとしても、こういう二重行政あるいは事務の押し付け合いが生じるのは変わりはないと思いますが、それでも府市の再編はメリットがあると考えておられるのかどうかお聞きを致します。

(松井委員)

会長。僕が答えます。

(浅田会長)

松井知事。

(松井委員)

長尾委員。東京都の事務の押し付け合いという、ネガティブな表現なのか、それを切磋琢磨といえませんかね。東京23区のそれぞれの争いは誰のためにやってるんですか。その区民の幸せのために23区長がみんな自分ところの区の区民の幸せを願ってみんな切磋琢磨して、争いじゃないんです。そこでもう喧喧諤諤議論をして、自分の区のことを考えてやってるんです。だからそれが争いととられるのかね、それは区民の幸せを願った建設的な議論と捉えるか、そこだけの差だと思います。だから各区が出来たところでね、これがそれぞれ押し付け合いになって、行政が停滞するなんてことはありません。それと先程から聞いてると大阪都は、大阪府は、大阪市も貧乏だから、苦しいから、もうそういうネガティブな話ばっかりなんんですけど、だから東京都のようになりますよと、そういうふうに、ちょっとポジティブにものを考えて、質問をお願いしたいと思います。

(長尾委員)

会長。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

委員間討議は別の場所でさせていただきたいと思いますが、直接お答えは差し控えます
が。

(松井委員)

できる言うてるんちゃうん。

(長尾委員)

取り合いはわかりますけれども、押し付け合いは絶対起ります。その場合は空白が生じる。このことを指摘しているわけであります。府市再編によってですね、生じた財源効果額から再編に伴う経費・コストを控除してなお生じる余剰を新たな施策の展開に充当していく、あるいは更なる府市財政健全化に使っていく、その結果、大阪の活性が図られるということが、新たな大都市制度の効果でなければ意味がないというふうに思っております。先程申し上げてありますように、都区制度にしても新たな二重行政は常に引き起こします。

またですね、先程の冒頭の市長の発言とも関連を致しますが、税金に関する民主主義、納稅者主権、住民自治ということが大きく後退はするわけであります。東京の場合はですね、23区が東京都全体の人口においても、議員の数においても過半数を占めております。しかし大阪府の場合は、それは人口での4分の1近いんですか、議員の数でも3分の1であります。果たしてどちらの意見が通るとお思いでしょうか。財政調整の協議はですね、広域と特別区の間の協議については結局広域の側の言い分が通ることになります。

またですね、仮に百歩譲って再編を認めるとしても、また将来の行革スリム化を否定しないとしても、現行の制度からこの27年4月に移行した時の人員や予算、責任体制についてはこのパッケージ案では全くアリティーを感じることが出来ない案であるということを再度指摘をしておきたいと思います。

次に30次地方制度調査会答申に関する質疑は後に回しましてですね、事務分担の考え方ですね、5区案と7区案が一緒になっております。職員体制は当然違いますけど、区の規模によってですね、事務分担案も変わる場合があるんではないかと思いますが、なぜ5区案でも7区案でも事務分担が同じなのかお聞きを致します。

(府市大都市局権下事務事業調整担当課長)

会長。事務事業調整担当課長権下。

(浅田会長)

権下課長。

17
第9回

か、そしてそこから半年余りの期間で準備を完了し、本当に平成27年4月の特別区設置が可能なのかどうか、非常に疑問です。知事が可能なスケジュールと言われましたので、その根拠となる工程表をきちんと示していただきたいと思います。

4点目は、総務省との協議状況についてです。

総務省との協議内容については、協議の都度、その都度ですね、速やかに法定協議会に提示すべきです。

以上、パッケージ案の個々の項目に関する我が会派の見解を述べました。パッケージ案を見て、政令市制度のもと、府市連携で改革を進める自民党案のほうが、やはり現実的であり、すぐれていることを再認識できたと感じています。大阪広域戦略協議会を設置し、戦略の統一、政策協議を十分図り、広域行政の一元化、二重行政の解消といった改革を進めることができます。

また、自民党が提案しているように、議員も参加する大阪広域戦略協議会ならば、理事者と議会との間の情報伝達もスムーズにいきます。わざわざ複雑な制度に加えて、特別区を設置することは不要だと思います。

以上で見解を終えます。

(浅田会長)

次に、民主・みらい、長尾委員からお願ひいたします。

長尾委員。

(長尾委員)

長尾でございます。民主党・無所属ネット府議団・OSAKAみらい市議団を代表しまして、パッケージ案に対する考え方を表明させていただきます。

資料をお配りをしておりますので、ぜひご参考をいただいたら結構でございます。

まず、個別の論点に入ります前に、改めて我々の主張ということで、新たな大都市制度の意義の認識について、再度述べさせていただきたいと思います。

いわゆる新たな大都市制度、都構想におきましては、成長エンジンとして日本を牽引をしていくということが府市再編の意義というふうに言われておりますが、我々は現在存在している二つのエンジン、政策エンジンが一つになることによって、逆に大阪の力がそれがしていくのではないか、この疑問が拭えないということがまず第一でございます。

それから、広域機能を一元化することで、これまで大阪府・市間で必要であった相当な調整の時間・労力が解消されると、効率化されると、こういうご主張でありますけれども、実は、この相当な調整の時間と労力、その過程こそが最も大切なもののないか、このように我々は考えております。

そして、一方で住民に身近な基礎自治体で自治機能を充実するということも主張をしておられます、以下言いますように、財政調整に頼る不完全な基礎自治体、特別区をつくることになるというふうに考えております。

総じて、二元行政の解消で行政サービスの向上と無駄を省くというふうに言われておりますけれども、広域行政の一元化を仮にしたからといって、無駄がなくなる保証は全くな

いと、このように考えております。

それから、もう一本の柱であります、先ほども申し上げましたが、住民に身近な基礎自治体は本当に住民の暮らしをよくすることができるのかどうか、この点も検証をされなければなりません。住民応答性の充実をさせていくということではありますが、果たして、特別区の公選の区長というのは、自らの住民のほうを向いて仕事を本当にできるのかどうか、財源は広域自治体のコントロール下に置かれておって、果たしてそういうことが可能であるのかどうか、疑問が残っております。

それから、区役所マネジメントの充実強化というご主張もございますけれども、我々としては、現行制度の中で改革・充実をしていくでも相当な、そういうマネジメントの行政区においても強化は可能であると、このように考えております。

そして、住民に身近な行政ということではありますが、より遠くなる事務も存在をいたします。このパッケージ案でも大阪市から広域自治体に移す重要事務、港湾とか、その他、たくさんございます。果たして、それは特別区、住民に身近な基礎自治体に必要ではない事務なのかなどうか、このことも検証がされておりません。また、厳しい財政状態の中でサービスの低下に歯どめがかからないのではないか、さのように危惧をいたしております。

以上、いわゆる大阪都構想、大阪市の解体・府市再編に我々としては反対であります。しかしながら、この間、協議会で質疑等、協議をしてまいりましたので、今回のパッケージ案に対し、我々の考え方を述べさせていただきます。

まず総論、全体といたしまして、いわゆる中核市並みの権限を持つ特別区という大阪維新の会の皆さんとの公約につじつまを合わせるために、機械的に作業をしただけのこの制度設計案になっている、このように考えております。

現在、大阪市として行っている行政サービスの水準をそのまま維持できるのか、検証がされておりません。例えば、児童相談所などなどであります。

そして、この統治機構の再編を行うことによって、大阪がどう活性化するのか、市民生活・府民生活がどう豊かになるのかが明らかにされておりません。統治機構を変えなければそのことが実現できないということの証明も示されておりません。

また、このパッケージ案では、再編後の財源・組織が極めて恣意的であります。人員・予算、責任体制などなど、リアリティーを感じることができない案であるというふうに考えております。

以下、項目ごとに申し上げます。

まず、事務分担であります。

パッケージ案では、大阪市の事務の約8割が特別区に移管をされます。加えて、東京23区を上回る中核市並みの権限も移します。さらには、指定都市が担う児童相談所や小・中学校教職員の人事権などの権限も特別区が担うと、こういう案に、事務分担の案になっています。しかし、これは、明らかに、あれもこれも詰め込み過ぎであります。権限だけ特別区が持ったとしても、それを裏打ちする財源がないままでは消化不良をきたす、住民サービスの低下をきたすというふうに考えております。あれもこれも詰め込み過ぎになっている原因は、東京都区制度との違いを強調するため、あるいは不完全な自治体という批判をかわすために、無理やり詰め込んでいると思わざるを得ないパッケージ案でござ

います。

さらに、先ほど申し上げましたが、広域自治体には大阪市の担ってきた重要な事務を移管をされます。港湾、成長戦略、都市計画、道路、公園、下水道、消防などでありまして、残り特別区が担うと、こういうことで、最も大切なまちづくりの観点から見た場合、身近な地域、まちづくり、これももちろん重要でございますけれども、それのみを特別区が担うということで、果たして大都市大阪市のこれまでの行政水準を維持していくことができるのかどうか、大変疑問でございます。いずれにしても、重要事業は広域にお任せの依存体質の自治体を誕生させることになるというふうに考えております。

それから、多種多様な事務を担う巨大な一部事務組合を新設をして、国民健康保険・介護保険事業の共同処理、住民情報システム等の共同管理、福祉施設や中央図書館など市民利用施設の管理、急病診療所や斎場・靈園の運営などを担うと、こういう案になっております。まさしくこれは政令市を廃止をして、特別区に分割することに対して矛盾をした事務分担案であります。新たな大都市制度（府市再編）の必然性がないことを逆に証明をしている案であるというふうに思っております。

次に、職員体制について申し上げます。

現行の職員体制をベースとせず、新たな事務配分に応じ、近隣中核市5市の人口10万当たり平均職員数を基本とした職員配置という考え方になっております。近隣中核市5市の件は後で申し上げます。

そして、現行の人員配置をベースにするのではなく、府市再編を機に、最適な職員配置を目指すと、こういう考え方で設計したと、こういう案になっておりますが、果たしてそれでスケールメリットや地域事情など、いろいろな要素はどう配慮をされているのか、あるいはまた示された補正率等の数字で全て対応が本当に可能なのかどうか、疑問が残っております。最適な職員配置にはほど遠く、単なる行財政改革、スリム化ということを目標にした都合のよい表現になっているのではないかというふうに考えております。

それから、大阪市民のニーズ、それから昼間流入人口、あるいは大阪市内の事業者のニーズに応じた大都市大阪市としてのサービス・事業に見合う体制になっていない。実態と乖離した机上の数値、架空の数値であるというふうに思っております。

特に、福祉やこども部門など、最も基礎的な住民サービス部門の職員体制が全く不十分であります。我々としては、現行職員体制を基本とすべき、ベースとすべきというふうに考えておりますが、仮に、他の自治体にモデルを求めるとするならば、近隣中核市モデルではなく、東京特別区と比較をすべきであるというふうに考えております。

それから、現在の24カ所の区役所をそのまま残して特別区の支所とし、子育て支援・就学事務・福祉事務所・保健センターなど、現行区役所事務の約7割の事務を担うしております。これは全く、近隣5市ですね、中核市5市の支所とは性格を異にしております。そのための必要人員が算定・考慮されていないと言わざるを得ない案であります。

次に、財産・債務、財政調整について申し上げます。

まず、財産につきまして、住民サービスのために使う行政財産は事務分担案に沿って仕分けられ、小・中学校や市・区役所の庁舎、地域公園などは特別区が承継をするとされております。中央図書館や中央体育館などは一部事務組合が承継をする。さらに、市立高校、

美術館・博物館・大規模公園などは、新たな広域自治体に承継をされるということでありまして、現在の大阪市の市民がこれまで嘗々と築き上げてきた貴重な財産がばらばらな所管ということで、散逸をいたします。

それからもう一点、行政財産ではない遊休地などの普通財産は、所在地の特別区が承継をするとなっておりますが、5区案でも7区案でも極端な偏在、25倍から49倍の格差を生む設計案になっております。

それでは、債務につきまして、大都市制度移行前に発行済みの市債は、新たな広域自治体に承継をして、一方でその起債をもって実施・整備した事業・財産はそれぞれ特別区が行うという案になっております。これは、いろいろ既にご指摘がございましたように、新しい広域自治体の健全化指標を悪化させるだけの仕組みではないかということ、それから結局のところ、返済財源は市域内の税収と大阪市分として算定された交付税で返していくことに実質になります。その結果、債務返済者とサービスの提供者、事業の実施者が異なるということになりますので、適切な行財政運営が本当に可能なのかどうか、例えば施設の効率的な活用、あるいは使用料等の徴収のインセンティブなどなどに問題を生じないか、大変危惧を覚える案であります。

それから、財政調整について申し上げます。

大阪府・市は、ともに交付税の交付団体であります。特別区が設置されることになれば、交付税は、大阪府分と大阪市分が合算されて広域に交付された後、特別区に配分という制度設計になっておりますけれども、しかし、この場合、政令指定都市としての大阪市はなくなりますので、これまで政令市として算定してきた大阪市分の交付税額は必ずしも保障されないのでないかという問題点が残っております。

また、特別区ごとに交付税が算定をされないということになりますので、ナショナルミニマム達成のための国の財源保障措置、セーフティーネットであります交付税のその制度のらち外に置かれるということについて、それでいいのかどうか、問題を残しております。

このような意味からも、特別区は不完全な自治体と言わざるを得ないということであります。

税源配分・財政調整につきまして、結論といたしまして、東京の都心区のように、潤沢な税収がある地域が大阪市にはございません。そういう大阪市にとりまして、税源配分・財政調整は最大の問題であります。東京23区のうち、約半数は区の独自財源を主に事業を実施をしております。しかし、大阪の場合、パッケージ案で見ましても、主要な税源を新たな広域自治体に吸い取られた上に、その結果、特別区の税収は現行の約3割程度になると思われますが、交付税と臨時財政対策債も広域のコントロール下に置かれ続けることになります。とても、この特別区は財政的にはとても独立した自治体とは呼べない、あるいは出発当初はやむを得ないと、仮にしたといったとしても、将来、自立した自治体を目指す場合の区民の意識に、こういう制度では区民の意識の向上につながらないというふうに考えております。

それから、大阪市財政の中期収支概算によれば、先ほどもございましたが、今後10年は300億ないし400億円の不足が見込まれております。制度移行後の特別区も補填財源なしに予算は組めないが、その対策はありません。財政シミュレーションを次回示して

なお、パッケージ案で、新たな大都市制度を実現の意義として掲げられている成長エンジンとして日本を牽引、都市間競争に打ち勝ち、世界から人・物・金を呼び込む大阪という成長戦略については、これまでずっと同じようなことを言ってきたわけですが、大阪都になればうまくいくなどということは、根拠も説得力もない話だというふうに思います。

大阪の経済をよくするためには、市民の懐を直接温めていくことだというふうに思います。労働者の賃上げ、中小企業対策の強化、福祉施策の拡充などで内需、消費の拡大を図るなど、統治機構云々ではなく、政治の中身、施策選択の問題だと申し上げておきます。

いずれにしても、どの論点から見ても、大阪市廃止、特別区への分割は市民にとってデメリットだらけであると同時に、ほとんど不可能な絵に描いた餅であると言わざるを得ないと申し上げ、発言といたします。

以上です。

(浅田会長)

それでは、今から3時半まで休憩して、その後、委員間協議に入りたいと思いますが、私のほうから、あえて一言だけ申し上げたいと思います。

そもそも、法定協議会は何のためにここに皆さんお集まりかということをもう一回ご認識いただきたいと思います。規約の中に書かれてある、すなわち、大阪府議会が機関決定して、大阪府が団体意思としたもの、大阪市会が機関決定して、大阪市が団体意思としたもの、それが書かれてある規約であります。規約を実現するために寄っているのが皆さん方、委員の皆さんであります。したがいまして、半年前の議論、1年前の議論をここでされるというのは、私としては協議の対象外というふうに認めざるを得ません。これはもう府にしても、市にても、府議会にしても、市会にても、団体意思、あるいは機関決定をして、協議会を開催して、特別区設置のために協定書をまとめると、協定書の中には八つの項目を書かれてある、我々に与えられているマンデートはそれだけであります。その以前にさかのぼって、特別区は不要であるとかいう議論は、もう終わっております。そういうことを改めてご認識いただきたいと思います。

それでは、30分から再開いたします。

< 休 憩 >

(浅田会長)

それでは、ただいまから各委員間の協議に移りたいと思います。今の各会派の意見開陳を聞かせていただきまして、こちら並びに事務局が書きとめることのできた論点について申し上げますと、まず、事務分担のところでは、中核市並みの事務分担について、児童相談所に関しては、一時保護施設も一体的にやる必要があるのではないかというようなことが論じられました。それと、教職員の人事権についても、この中核市並みの事務分担というところで論点であったというふうに把握いたしております。

それから、職員体制のところの中核市モデルの妥当性ということに関して、いろいろ意見開陳があったように思います。

第12回

知事・市長は、都構想が必要な理由として、類似施設や開発プロジェクトなど、府と市の二重投資の問題を挙げておられます。二重行政の解消は、都構想にしなくても可能であることがこれまでの法定協議会の質疑でも明らかになっています。むしろ、都区協議会で協議する自治体の数が増えることで、物事を進める上で、今よりも時間がかかるようになるのではないでしょうか。

また、都構想では、大阪の成長のための投資余力が生まれないこと、府市再編の効果は特別区の区長のマネジメントに依存するため、発現の保証がないことなども明らかになってきています。このように、都構想の必要性は既にその根拠を失っています。

我が党は、大阪都構想のように、大阪市を解体する根本的な制度見直しを拙速に進めるのではなく、府と市で大阪広域戦略協議会を設置し、戦略の統一、政策協議を十分図ることで広域行政の一元化・二重行政の解消を進めていくべきだと考えます。

あわせて、大阪市において区役所への権限移譲や、ニューヨーク市型の区長の公選制、もしくは準公選制など、徹底した都市内分権を進めることで、住民自治の強化を図るべきだと考えます。

このように、府市再編ではなく、府市連携で改革を進めながら、現在、制度改革、制度論に費やしている膨大な時間と労力を景気対策に振り向け、大阪の再生を加速させるほうが大阪にとって望ましいと考えています。

以上、我が党の見解を申し上げましたが、法定協議会で議論を重ねれば重ねるほど、都構想の必要性がないことが明らかになっているということ。また、我が党の主張している改革のほうが現実的であり、行政サービスを低下させずに改革ができる合理的なものであるということを改めて申し上げ、我が党の意見開陳といたします。

(浅田会長)

次に、民主・みらい、長尾委員からお願ひいたします。

(長尾委員)

それでは、私のほうから、民主党・無所属ネット大阪府議会議員団、OSAKAみらい大阪市会議員団を代表いたしまして、パッケージ案に対する考え方並びに都構想についての、これまでの主張もあわせて、再度表明をさせていただきたいというふうに思います。

資料4を配付をしておりますので、ご覧いただけたらと思います。

まず、新たな大都市制度に係る基本認識（我々の主張）を申し上げます。

大阪市の解体・廃止はしない。するべきでない。従いまして、5区案、7区案のいずれにも反対であるということをまず申し上げたいというふうに思います。

なぜ、反対をしているのか、これまでのパッケージ案の議論の中で、特別区は地域のまちづくり程度しか許されない自治体となる。財政調整に頼る、あるいは独自の財源のない不完全な自治体であるということあります。

それよりは、現在の二つの強力なエンジン、その一つがなくなるということによって、大阪の活力がそがれていくことが反対の理由であります。

さらに、3点目に、課題解決の手法が粗っぽ過ぎるということであります。

昨日の大阪市会の大都市・税財政制度特別委員会でも、我が会派の松崎委員が主張いたしましたように、大阪市には分区・合区を経てきた歴史があり、また近接区がそれぞれ区域を越えて生活圏などを形成をしてきた経過がございます。これらの歴史的な生活実態が区割り案には反映がされていない。もちろん住民の意見も反映されていないということです。

さらに、二重行政をなくすという言葉は、聞こえはいいですけれども、本当に悪い二重行政、よい二重行政、区別して考えなければならないのではないかということを主張をさせていただきます。

さらに、パッケージ案の経済効果・効果額は信用できない。ほとんどは行財政改革、スリム化によるものであり、いわゆる都構想による効果ではありません。

さらに、財政シミュレーションは、現状を正しく反映していない。

それから、巨大な一部事務組合はバーチャル政令市であるという点については、後で詳しく述べさせていただきます。

以上、基本的な認識を述べました上で、前回出されておりますシミュレーション及びパッケージ案の修正、あるいはこれまでの議論を踏まえまして、3点について申し上げたいと思います。

1点目、シミュレーションについて作られた収支均衡と黒字化であるという点であります。

財政シミュレーションによりますと、あるいは維新の会のご主張によれば、5区への分割案のほうが7区への分割案よりも財政的に有利となっているということです。しかし、このことは、改めてシミュレーションするまでもなく、5区案のほうが7区案より優位であるということは最初から明らかであります。

我々は、職員体制について不十分であると思っておりますが、パッケージ案においても事務職員の不足が計算されております。そして、シミュレーションでも収支好転の大きな要因は人件費の多い・少ないということが大きな決め手となっております。

5区案の財政シミュレーションによりますと、制度移行8年目の平成34年度に収支不足が解消して黒字に転じ、その後も黒字が継続するとなっておりますが、この要因は土地売却益や地方債の活用、新たな広域自治体からの財政措置、さらにはこれまで年度ごとの予算編成の際には取り崩すことのなかった財政調整基金まで取り崩して特別区へ貸し付けするということで、収支均衡をつくり出している、黒字化するように数字を操作したということが正確なところであるというふうに思っております。

しかも、先ほど述べましたように、その基礎データは、府市統合とは直接関係のない項目、しかも現在なお不確定な地下鉄民営化やごみ収集の民営化などによる経費削減、市政改革絡みの節約効果、再編移行後の特別区による職員削減など、極めて不確実な要素を多く含むリストラ効果の予定額が再編効果として盛り込まれております。

また、土地売却益の過大見積もりについても、前回の協議会でも指摘されているところであります。要するに、シミュレーションを使った基礎データそのものが不確定・不確実であります。さらに、その前提条件の重要な変更ということで、当初、所在地の特別区が継承するとしていた遊休地などの普通財産について、大部分を特別区共同で管理・活用し、

その売却益を各特別区で人口割で配分すると変更がされております。そうしなければ予算を組めない特別区が出現するということを意味しておりますけれども、そこまでして分割移行しても、財産を売却てしまえば、数年で資産は枯渇をして、早晚、ほとんどの特別区が財政的に行き詰まることになるというふうに思っております。

2点目に情報システムの管理をめぐる問題であります。

情報システム更新経費の再計算では、結果として、当初の住民情報系7システムに加えて、その他140システムについても特別区の共通利用ということで一部事務組合がその管理主体となるという大きな変更が加えられております。

これは、7ページに記載をしております当初の制度設計案のいう3点からも重要な変更であります。その結果、大阪市で維持・管理するほぼ全ての情報システムが一部事務組合に移管され、管理されることになります。

また、示された情報システムの更新経費の再試算では、特にその他140システムの更新経費について、同じ共通利用と仮定したケースで、イニシャルコスト、ランニングコストとともに当初案より数十億円という誤差の範囲を超えた大幅なダウンとなっております。

当初の制度設計の計算がずさんであったのか、再試算が無理やり行われているのか、真相はわかりませんが、大変不可解であります。

加えて、前回も指摘しましたように、マイナンバー制度構築に向けて、システムエンジニアが全国的に不足し、改修・構築費用も高止まるなど、多くの問題点もいわれております。それと、重なる、大阪のもし行事務ということになれば、さらなる混乱が生じることになるんではないかと危惧をいたしております。

3点目に、実態がさらに大阪市に近づく一部事務組合の問題であります。

先ほども言いましたように、普通財産についても、特別区共同で管理・活用すると変更されたことによって、その事務も一部事務組合が担うとしております。情報系システムについても、管理主体も変更がされました。その結果、当初示されました国民健康保険、介護保険などの事業部門、7システムの管理部門、施設管理部門に加えまして、普通財産を共同管理・活用する部門、その他の140の情報システムを共同管理・処理する部門も加わることになります。こういう相互に関連のない多種多様な事務を担う一部事務組合は、東京を初め、全国的にも類例がなく、実態はさらに大阪市に近づくことになっています。

大阪市を解体し、特別区へ分割しようとしても、結局のところ、特別区の共通事務を共同処理する巨大な一部事務組合が必要だということは余りにもこの制度設計案のご都合主義を示しているとともに、大阪市の全体のスケールでの行政運用・展開が必要であるということを証明しているというふうに言えます。

以上、パッケージ案について申し上げました。この間の議論の中で、法定協議会の目的は協定書の作成であり、特別区設置、都構想の是非ではないというご意見もございますけれども、パッケージ案などで示された特別区の姿や、これまでの協議経過を振り返ると、この法定協議会の現実的な論点・争点は、新たな大都市制度の是非ではなく、その実現可能性、パッケージ案の実現可能性が問われていると言えます。

特別区設置案、すなわちパッケージ案の実現困難性が明らかになっている以上、協定書の作成を見送ることも法定協議会の任務になるというふうに私どもは考えております。

従いまして、まして現段階での区割り案の絞り込みはできない、すべきではないということを主張いたしまして、終わらせていただきます。

(浅田会長)

では最後に、共産、山中委員からお願ひいたします。

(山中委員)

そうしましたら、日本共産党から、これまでの議論を通じて見解を述べさせていただきます。

資料5ということで、きょう発言させていただきます中身の骨子を添えさせていただいきます。

まず、都構想の前提である二重行政をなくして、4,000億円を生み出すというスローガンが、これがもう絵空事であることがはっきりしました。

第9回の協議会でも、府市再編による効果は、我が党の計算では、わずか9億4,000万円にすぎないと申し上げました。9回で詳しく申しましたので、繰り返しませんが、生み出されるのは9億4,000万ということになります。

次に、そうであるにもかかわらず、逆に特別区に分割することに伴う初期コスト、そしてランニングコストが膨大なものとなって、7区案では財源対策として、土地売却や基金などから1,406億円を投入しても、平成43年度までで1,515億円もの累積赤字が積み上がる、そういう始末で、全く成り立たないものだと言わなければなりません。それなら、5区案ならいいのかということになってはいけませんので、申し上げておきますと、第1に、5区案では、人口が50万人、60万人規模となるわけでして、都構想の出発点のときから、基礎自治体の最適規模は30万人だと決めつけてこられたことと大きく矛盾すると思います。

また、財政シミュレーションで、5区案なら7区案よりは早い段階で収支不足が解消するとしておられますけれども、どっちにしても再編コストは必要となる。これは、もし必要でなければ、不要であれば、市政改革プランなどに基づいて、市民サービスをカットする必要はないわけです。しかも、特別区庁舎は民間ビルに間借りするとされていますけれども、5区案であれ、7区案であれ、特別区によっては、どうやっても必要な民間ビルが存在しないことがはっきりしていて、はなから成り立たない、砂上の楼閣のような話です。

これまでの議論の中では、これはコストの試算をしただけなんだというふうにおっしゃるばかりですけれども、ない、できないとわかっていることを前提にした議論にどういう意味があるのかと思うわけです。

次に、これも5区案、7区案ともにですけれども、特別区の歳入の格差、アンバランスも、これもどうにもならないものだと思います。財政調整によって、一定是正されますけれども、逆に税収の高い特別区は財政調整された結果、試案1では65%もの歳入が移転をしてしまって、35%にまで落ち込む、試案3でも37%が移転して、63%にまで落ち込むということになります。これで、それが独立・自立した地方自治体と言えるのかと思いますし、住民の理解を得ることはできないのではないかと考えます。

以上、申し上げてきましたように、大阪市を解体し、特別区に分割することは、その大義、二重行政の無駄を削るとか、ニアイズベターとかいう大義が崩れた上に、コスト増による市民サービスカットなど、市民にとって百害あって一利なしだということがはっきりしてきたと思います。さらに、財産・債務の承継等、技術的にも事実上不可能と思われる事も多く、区割りの絞り込み以前の問題だということを申し上げて発言を終わらせていただきます。

(浅田会長)

それでは、各会派からご意見をいただきまして、それに基づく委員会の協議に入らせていただきたいと思いますが、この際、私のほうから、改めてもう一回、発言をお許しいただきたいと思います。

何回も申し上げておりますが、この協議会の目的は協定書を作成することあります。これは、大阪府議会という機関、あるいは大阪府という団体意思であります。大阪市議会あるいは大阪市という団体が決定した団体意思であります。それが協定書を作成するということあります。そのために、それぞれの委員の皆さんには、誠実に行動しなければならないと、6条6項、そういう規定があります。だから、協定書をつくれというのは意見ではないんです。長尾先生がおっしゃるように、意見ではないんです。私たちに求められているマンデート、委託事項です。だから、そういう前提を大きく逸脱するような発言はお避けいただきたいと思います。個別の四つの案に絞り込むことに対して、そこにさかのぼって意見がある、そういう意見は、何点か聞かせていただいております。そういうのは認められると思いますが、それ以外の、初めから全否定の議論展開というのは、法令遵守義務違反と言ってさえいいと思います。

それでは、協議会、今までのご意見を受けて、4案に絞り込むための議論を進めているわけでありますので、そういう点に留意されて、委員間で協議をお願い申し上げます。

花谷委員。

(花谷委員)

今回の財政シミュレーションについて、ちょっと1点お尋ねしたいんですけど、我々、大阪の成長、大阪を元氣にする、その思いは一緒なんです。そういう意味で、広域が担う、大阪を元氣にするんだという、そういう思いの中で出てきた財政シミュレーションが、全然広域で新たな投資ができる種類がないシミュレーションになってるんですね。約10年間、新たな投資はしませんと、こういうふうに宣言しているようなシミュレーションに感じられるんですけども、これについては、このシミュレーションをお作りになった方としては、どのようにお考えなんでしょうか。

(浅田会長)

橋下委員。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

非常にわかりやすい例だったんですけど、ただ、今の状況だったら、もう24区、1年で回れませんからね。じゃあ、50万で、これ東大阪市がどうなのかというところなんですが、会場を割るにしても、二つ会場とか、一つの会場、でもほとんど大阪府内の基礎自治体の衛星市のほうは、人口規模が10万人だったらもう一つの会場なんでしょうけれども、それでも東大阪市も一つなんじゃないんですか、ちょっと、確かなことは言えないんですけど。

ただ、今の状態で、それはやっぱり成人式に四区しか回れない、時間をもうちょっと差をつければいいんですけどもね、でも、それは柳本委員の話はすごいわかりやすかったんですけど、今までの大坂市長、成人式全部回らずに、ここの鐘のところで終わってましたから、それはやっぱり基礎自治体の長としては違うと思いますね。できる限り回るようには頑張りますけども。

(浅田会長)

今井委員。

(今井委員)

今、基礎自治体の規模について、私も地元は貝塚で広さがまず45平方キロメートルなんですよ。今度の5区案というのは、合区をしたとしても、大体40平方キロメートルやから、非常に面積的には小さい面積の中で、40万規模ということを考えると、サービスの点から見てもそうやし、同時に効率性から見ても非常に妥当なんではないかなと。例えば、私どもやつたら、45平方キロメートルいうたら、非常に広い中での9万人口でやってる、効率性が非常によくないという面もあるわけです。だから、広さから見ても、あるいは人口規模から見ても、非常にある意味では適切ではないかなという判断は自分は実感として感じるわけですね。

それと、柳本さんに、ある意味で、ちょっとわからへんのやけど、逆に基礎自治体の長とは何ぞやということを体感したことないから、逆にわからへんの違うんかな。そうやと思うんやけど。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

先ほどの会長のご発言に対して申し上げたいと思います。

私がさっき言いましたのは、協定書を作るべきではないということではなくて、現在の、

このパッケージ案のままでは、協定書を作ることは困難、できない、このことを主張しただけでございますので、法令遵守義務違反にはならないと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(浅田会長)

正確にご発言をお願いいたします。

橋下委員。

(橋下委員)

花谷委員、意思決定の話、議会の話なんですね、例えば、府議会で大阪市内選出の府議、花谷委員もそうですけども、じゃあ、うめきたの問題とか考えたときに、これ、僕は広域行政の仕事だとは思うんですけども、大阪市民の声も反映させながら、大阪全体で考えるということであれば、いわゆる府議会、僕で言うところの都議会でね、物事を決めていくということのほうが、うめきたのように、これ、うめきたは今度はなにわ筋線の話を僕持ち出しますけどもね、関空とのアクセスというものをやるわけですよ。そうすると、泉州の議員の皆さんに、非常にまたこれ関係してくるわけですね。今、大阪市議会だけで、もしうめきたの話をしようとすれば、もう大阪市民だけの話で終わりますよね。僕が知事のときに、うめきたの話、ほとんど触れなかった、もうこれは大阪市内の、大阪市役所の問題だということで、府議会の議論なかったと思います。一つ、ああいう広域、大阪全体にかかわる問題については、やっぱり大阪府全体から選出されてる府議会という議会でしっかり議論してもらいたいながらね、そこに花谷委員の考え方でいくと、府議会と市議会で、これ二重に審議するということになると思うんですよ。僕はそれはやっぱり違うと思うんですね。

もう一つは、大阪市長という仕事をずっとやってきて、もうこれは感じるのは、知事の仕事と同じようなことも、物すごい量あるんですよ。だから、これはもう全部松井知事にやってよということを本当は言いたいんです、実際にやってもらっていますけども、だから職員のほうにも、もうこれは知事の話で進めていくということを言ってますけどもね、大阪市長という仕事が、本当に、区政運営のところに力出してないということは、いろいろ議会からもご意見いただいてますけれども、本来だったら、区政運営、その住民の皆さんの中に入って、細かな話を聞いて、物事を決めていくということをやらなきゃいけないところをですね、ほとんど、半分以上、半分以上というか、もう8割か、それぐらいは知事と同じような仕事をやっているんですよ。だから、ここはちゃんと整理をして、今、大阪市内の中の知事の仕事も僕がやってるような状態ですから、もう大阪市内とか、大阪市域外関係なく、知事がやるべき仕事は知事にやってもらうと、この整理というのは必要だと思いますよ。

(浅田会長)

花谷委員。